



# 朝鮮の道路 (五)

三浦 磐雄

## ○夫役に就いて

前回まで記述した中に「夫役」と云ふ言葉が所々に現はれて居る。此の夫役に就いて其の経緯や現情を少しく述べて見やうと思ふ。

夫役は普通「フエキ」と讀み、朝鮮人に發音させると其の眞似は吾々に仲々六かしくて出來ないが大體「ゾーヨツク」と書き現はせばよいやうな音であつて、夫役は「男の仕事」と云ふ意味であるさうな。古くから朝鮮の婦人は

水甕を頭の上に乗せて水を運んだり、水邊に布叩きの棒を振りながら洗濯するなどの事は別問題であるが、大びらに野外へ出て仕事をするなどは嫌つたものだといつて居るが、然しこれも時代の推移に支配されたものか道路に對する極簡易な草探りや掃除、小運搬の手傳などの仕事には女も出るやうになつて來た。

此の夫役は現在でも朝鮮に於ての官廳から命する夫役賦課制度に依るものであつて、一種の義務づけられた勞役の制度である。言ひ換えれば強制された社會奉仕であつて、

現今各所で見るやうな在郷軍人團や、青少年團或は宗教團體又は個人等に依る自由な意思からの社會奉仕（夫れは場合によつては官公署其の他から相當強ひられるやうな形は見えても其の拒應は全く自由である）とは其の趣が全然異つて居る性質のものである。

一體夫役の制度は何時頃からあるかと其の起因等を尋ねて見ると、今から約三千年も前に箕子が東の方へ遣入つて來たとき、武力を以つて強制的に行く先々の地方の人民を使役したのを始めとし、夫れ以來寺院の建立とか、王城の築造などには必ず夫役を賦課することを常套としたのが抑の原因となつて、苟も事が少しでも公共的に屬して居れば必ず此の夫役を利用したに疑ふ餘地もないことであつた。無論時としては悪用されたことも随分あつたことと思はれる。然しながら、古くから道路としては殆ど見るべきものが無かつた所から推して見ると、道路の改修又は維持修繕等のために夫役を賦課したことは少かつたものか、或は全く賦課しなかつたのか、史料にも出て居ないから判らぬが

實は今から考へて見ると不思議なことのやうに感ぜられるのである。

星移り時變つて明治三十九年のことである。彼の李朝政府内に治道局が置かれて、道路改修の方へ目覺めた時の統監は、此の夫役賦課を道路の改修工事等にも利用したのであつた。主として夫役は土工作業に従事させたのである。又進んで既成道路に對しても其の維持修繕等の爲に夫役を使ふことにした。

而して大正三年七月「夫役賦課ノ件」と云ふ通牒を總督府内務局長から、各道知事宛に發した。其の内容の概略は次のやうである。

地方費夫役賦課に關する認可申請には左式の調査書を添付すること

追て夫役を賦課する場合若干の辨當料を給するに依り人夫と同視し又は形式を寄附と爲し認可を受けざる向もあるが……無遺漏認可を稟請するやう……

とのことにて左式の調査書には

一、線路名(何々道路改修工事) 此工費總額何圓 延長  
何間

一、夫役賦課の時期 自何年何月至何年何月何日  
一、夫役員數何人(内譯 賦課區域の郡及面、總戶數、  
賦課戶數、夫役員數、平均一戶當、面と勞役地との距  
離、夫役換算ニ代納金、辦當料の給否及金額)

一、各面の賦課員數を定めたる標準  
一、賦課に關する等差方法

としてある。然し此の規定とも云ふべきものは大正十二年  
の六月迄用ひられて居て、其役は同月に公布された「道地  
方費夫役ノ取扱ニ關スル件」と云ふので改訂されて居る。  
其の改訂されたものは後述することにす。

翌大正四年十月に府令として「道路規則」が公布されて  
内地に於ける道路法に足敵するものであるが、其の第十二  
條には

行政廳ハ道路ノ築造又ハ維持修繕ヲ施行スル爲關係部落  
ニ對シ慣行ニ依リ夫役又ハ現品ヲ賦課スルコトヲ得

と規定してあり、又其の第四十六條には

道知事ハ府ノ區劃ヲ除クノ外其ノ管内ニ於ケル一等道路  
二等道路及三等道路ノ常時維持修繕ニ付關係部落ヲシテ  
擔當區域ヲ定メ其ノ輕微ナルモノヲ施行セシムベシ  
前項ノ擔當區域ノ境界ニハ擔當區域及擔當部落ヲ記載シ  
タル標札ヲ建ツベシ

と云ふ條文があつて、朝鮮在來の慣行に依る夫役は使つて  
もよいと云ふことになつて居る。

其の後大正八年十月「夫役代納金ニ關スル件」が出て次  
のやうなことが記されて居る。

夫役代納金徵收ニ關シテハ別ニ法令ノ規定ナキモ徵收ノ  
便宜上賦課ノ告知ト同時ニ換算金額ヲ本人ニ豫告スベク  
其ノ形式ハ口頭又ハ書面ノ何レニ依ルモ支障無之、云々  
然るに實際の事情は右のやうな代納金に關する規定ある  
に拘らず、代納金などを納めて出役しないと云つたやうな  
ことは極稀であるとのことである。内地に來て居る朝鮮生  
れの相當各地の事情も知つて居る人に聞いて見ると次のやう

なことも話して呉れた。

朝鮮人は一般に夫役と云ふものに對しては當然の義務のやうに思ひ込んで居て、代納金などに就いては殆ど知らないのではないかと思はれる。區長とも云ふべき人から夫役に就くやうにと口頭で布れて來れば誰もが快く之に應じて、例令自分の家に要用があつても推して夫役に出ると云ふ習慣になつて居る。代納金は二十錢位で、工事の程度によつて三十錢乃至は五十錢であるが、現金に惠まれない農家などが多い關係もあるだらうが、代納金などを出すことはなく易々諾々と出役する。併も手辨當で全くの無報酬である。

とのことであつたが、尙夫役などを強ひられることが偶々大正八年に起つた萬歲騒動の一部の原因にもなつたのではないかと聞いて見たら

夫役に關する限りそんなことは決してない。内地の人は兵役の義務があるが朝鮮人にはない。夫役位に出るのは當然の天賦とも云ふべきである。

此の言葉で朝鮮人が夫役に對する感念は大體知れたが、如何に慣行による夫役とは云ふものの無制限に賦課することは自ら弊害も伴つて來る虞があるから、大正十二年六月に「道地方費ノ夫役ニ關スル件」に依つて制限緩和することになつた。その内容は次の通りである。

- 一、一、二、三等道路ノ改修、臨時修繕及災害復舊工事ニハ夫役ヲ使用セザルコト
- 二、一、二、三等道路ノ常時修繕ニ就イテハ沿道二里以内ニ於テ一戸平均五人ヲ限り夫役ヲ使用スルコトヲ得
- 三、常時修繕ノ爲前項ノ員數ヲ要セザル場合ハ道地方費ヲ以テ施行スル一、二、三等道路ノ常時修繕以外ニ使用シ得ルコト
- 四、前二項以外特別ノ事由ニ依リ必要已ムヲ得ザル場合ニハ第二項ノ夫役ノ外道路ノ改修臨時修繕及災害復舊工事ニハ地方費令ニ依リ夫役ヲ賦課シ得ルコト
- 五、夫役ヲ賦課セントスル場合ハ公平ヲ期スル爲賦課ノ標準、告知、督促、滯納又ハ減免等ノ手續ハ總テ戶稅

ノ例ニ準ズルコト

六、夫役ノ代納金ハ豫算外ニ於テ收入シ若クハ支出セシ

メザルコト

七、道地方費支辨ニ屬スル道路工事ニ對シテハ慣行夫役

ヲ賦課セシセザルコト

尙同年同月「道地方費夫役ノ取扱ニ關スル件」と云ふ通牒

が出て居る。其の内容は

道地方ノ賦課スル夫役ノ取扱ニ關シテハ概ネ左記ニ依リ

處理相成及通牒候也

追而大正三年七月官通牒第二百六十四號ニ依ル調書ハ爾

今添付ニ不及候ニ付爲念申添候

一、賦課申請ノ場合ハ左ノ書面及圖面ヲ添付スルコト

(イ)賦課調書(様式一ノ通)

(ロ)理由書

當該事業ノ爲支出スベキ工事費ノ計算ヲ明ニスルト

同時ニ工事費ノ不足以外ニ特別ノ必要アル所以ヲ記

載スルヲ要ス

(ハ)道評議會會議錄寫

夫役賦課ニ關係アル部分ニ限り抄録スルヲ要ス

(ニ)圖面

縮尺五十萬分ノ一圖トシ道路ノ等級、工事地點、府

郡及面ノ區域、夫役ノ賦課區域、附近部落ノ關係ヲ

色別シテ表示スルヲ要ス

二、夫役賦課ノ認可アリタル場合ハ工事ヲ施行セントス

ル道路ノ路線名、工事概要、夫役賦課區域(賦課區域

ガ面全部ナルトキハ面名、一部ナルトキハ洞里名)及

夫役員數等ヲ告示スルコト

三、豫定工事完成ノ場合ハ夫役徵收調(様式二ノ通)ヲ

添付シ其ノ結果ヲ報告スルコト

右通牒の(様式一)は道地方費夫役賦課調書と云ふので

あつて、其の内譯表に於ける調査事項の欄には

路線名

工事(修繕、改修)概要、地名・工種・延長・工費

夫役、賦課區域・總戸數・所要員數・一戸當員數・一人當換

算額・賦課時期

を調査記載することになつて居て、又其の備考として

一、地名ハ工事ノ起點終點ノ面洞里ノ名稱ヲ記載スルコト

ト

二、工種延長工費及夫役ハ總テ一工事毎ニ其ノ關係ヲ明

ニスル様記載スルコト

三、賦課區域ハ面ノ全部ヲ區域トスル場合ハ面名、面ノ

一部ヲ區域トスル場合ハ面洞里名ヲ記載スルコト

となつて居る。尙(様式二)の表に記載すべき事項の内容

欄には

路線名

工事(修繕・改修)成績||地名・工種・延長・豫定工費・實

施工費

夫役||賦課區域・調定戸數・調定員數・出役員數・代納金額

徴收時期

を記載し、其の備考には

一、認可ヲ受ケタル賦課調書ニ比較シテ過不足アリシ場

合ハ別紙ヲ以テ其ノ過不足ヲ生ジタル事由ヲ説明スル

コト

としてある。

以上の通牒等に依つて、夫役は一戸平均五人を限度として利用することにしたのであつて、代納金に關する規定と相俟つて古來より慣行の夫役と云ふ勞務に對する強制は非常に緩和されたのである。

而して夫役の出動はなるべく農閑期を利用する方が當を得たることであるため、其の方針を採つて居るのであるが結果は兎角多數の夫役が一時に出る形となるので、作業の方針を亂し或は監督の不行届ともなつて、其の能率も半減するやうなことになるから非常に困つて居る。是れは徒に貴重なる時間を空費する傳統的惡風習に基くものであるため、此の積弊を矯めなくてはならないのである。其の對策として、先づ修繕區域を明にして、其の擔當部落に賦課することが出来る戸數及人員、之等従事員の住所と勞役場所との距離、一日の作業能率などを豫め調査して置いて、一

方路而修理に對しての砂利採集距離及路面に必要な砂利の量並に耳芝や側溝、並樹等に要する勞役量を之れ亦調査し無理ならぬ程度の擔當區域を定めて一戸平均五人を本體として時々人員は加減することを許して服業させることとしたのである。此の夫役賦課が平均一戸五人となつて居るので例へば働く人が一人しか居ないにした所で年には五回出役すればよいのであるから七十三日に一回一戸から一人出れば事足りるので、此の位の義務は大した慘酷なもの

# 國道と橋梁 (一)

藤田宗光

でもないと思ふことが出来るのである。(完)  
跋||首題の下に當紹介欄で「其の四」までを記述して居た處、何彼と取紛れ中絶したことを謝し、茲に「其の五」を稿して一先此の稿を完了したいと思ふ。實は朝鮮にも道路改良の獎勵策として道路愛護會などもあつて此の記事も書きたいと思つて居るが好資料が手に這入つたならば、其の機會に御紹介もしたいと思つてゐる。(完)

## 目次

一、國道と河川

(一) 緒論

説

苑

(二) 國道

(三) 河川

(四) 橋梁